

令和6年度 第1回

燕市国民健康保険運営協議会

会 議 録

令和6年度 第1回 燕市国民健康保険運営協議会 会議録（要旨）

1. 日 時：令和6年8月29日（木） 午後1時30分～午後3時11分
2. 場 所：燕市役所 3階 会議室301
3. 次 第：
 - (1) 開会
 - (2) 自己紹介
 - (3) 副市長あいさつ
 - (4) 会長及び会長代理の選任
 - (5) 会長及び会長代理のあいさつ
 - (6) 議事録署名委員の選任（戸成委員）
 - (7) 議題
 - ①令和5年度燕市国民健康保険特別会計決算について
 - ②燕市国民健康保険条例の一部改正について
 - ③令和6年度燕市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
 - ④その他
4. 出席委員：被保険者代表：戸成委員、茂岱委員、古川委員
保険医・保険薬剤師代表：岩崎委員、遠藤委員、井手口委員、加藤委員
公益代表：本多委員、佐々木委員、阿部委員、宮路委員
被用者保険等保険者代表：坂井委員、登坂委員
5. 欠席委員：被保険者代表：赤坂委員
被用者保険等保険者代表：北村委員
6. 事務局：本間医療主幹
収納課：北村課長、布施課長補佐 税務課：高橋課長、渡辺課長補佐
健康づくり課：篠田課長 長寿福祉課：梅田課長
保険年金課：近藤課長、涌井課長補佐、渡辺係長、諸橋主任、山宮主任
7. 報道機関：なし
8. 傍聴者：1名

次第 1 開会

事務局

皆様、本日は大変お疲れさまです。

少し定刻より早いですが、ただ今より国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。

本日の進行を務めさせていただきます、健康福祉部保険年金課の涌井です。

よろしく願いいたします。

このたびの任期満了に伴う改正におきまして、6名の委員様につきましては引き続きご就任いただきました。

まずは、被保険者代表として、今回2名の方に、新たに委員をお願いいたしました。

まずは、被保険者代表として、古川浩美様、赤坂桐子様にご就任いただきました。

続きまして、保険医保険薬剤師代表として、岩崎友洋様、遠藤栄之助様、加藤智世様にご就任いただきました。

公益代表からは、阿部文夫様、佐々木則夫様、宮路美也子様にご就任いただきました。

保険者代表として、坂井雅和様にご就任いただき、合わせて9名の委員の方々が新たにご就任となりました。

任期につきましては、令和9年7月31日までの3年間となっております。

委嘱状につきましては、先日郵送させていただいております。

よろしく願いいたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

本日の協議会の終了は午後3時をめぐりにしておりますので、ご協力をお願いいたします。

今年度の事務局につきまして、4月1日付けの人事異動による新しい職員を紹介させていただきます。

保険年金課国保係長の渡辺です。

(渡辺係長あいさつ)

事務局

また、本日の会議室には、机上にマイクが設置されていますので、委員の皆様が発言される際には、マイクスイッチを押して、オン・オフを切り替えながら、ご発言していただきますようお願いいたします。

最初に、次第の2、「自己紹介」でございます。

今回は、改選後の初めての協議会でありますので、委員の皆さんから自己紹介をお願いいたします。コメント等あれば、ひと言添えていただければと思っております。

それでは「座席表」の順に、本多委員さんから加藤委員さんまでいきましたら、続いて戸成委員さんから登坂委員さんの順をお願いいたします。

(委員、自己紹介)

事務局

大変ありがとうございました。

事務局につきましては、お手元の「座席表」をもって紹介に代えさせていただきますので、よろしくをお願いします。

なお、本日の出席状況であります。都合によりまして被保険者代表の「赤坂委員」、被用者保険等保険者代表の「北村委員」から、欠席の連絡がありましたので、ご報告させていただきます。

本日の会議は、国保運営協議会規則第3条（委員半数以上の出席）により成立いたします。

続いて次第の3、「副市長あいさつ」でございます。

遠藤副市長から、ごあいさつを申し上げます。

(遠藤副市長 あいさつ)

事務局

それでは、次第の4、「会長及び会長代理の選任」でございます。

会長及び会長代理が選任されるまでの間、引き続き私のほうで進行役を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

会長及び会長代理につきましては、国民健康保険法施行令第5条により、公益を代表する委員の中から選任することになっておりますが、いかが取り計らったらよろしいでしょうか。

(委員、事務局一任の声)

事務局

事務局一任の声が聞かれましたので事務局一任ということにさせていただきます。

事務局案を健康福祉部保険年金課長から申し上げます。

事務局

それでは、事務局案をお示しいたします。

会長に阿部委員、会長代理に本多委員を提案いたします。

皆様、いかがでしょうか。

(委員、異議なしの声)

事務局

次に、次第の5、「会長及び会長代理あいさつ」でございます。

それでは阿部会長から一言、ごあいさつをお願いいたします。

(阿部会長 あいさつ)

事務局

ありがとうございました。

続きまして本多会長代理からごあいさつをお願いいたします。

(本多会長代理 あいさつ)

事務局

ありがとうございました。よろしく申し上げます。

次に協議会及び議事録の取扱いにつきましては、本協議会は公開を原則とさせていただきます。なお、議事録の公開につきましては、委員発言の個人名は公表いたしませんので、よろしくお願いいたします。

次に、次第の6、「議事録署名委員の選任」についてです。

ここからは、議事の進行を阿部会長からお願いいたします。

会長

はい。それでは、早速、議事に入らせていただきます。

次第の6、「議事録署名委員の選任」であります。会長指名とさせていただきます。と思います。

異議はございませんでしょうか。

(委員、異議なしの声)

会長

ありがとうございます。

異議なしと認め、議事録署名委員に戸成委員を指名いたします。

戸成委員、よろしくお願いいたします。

次に、次第の7、「議題」に入ります。議題の①、令和5年度燕市国民健康保険特別会計決算について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

資料の確認後、

<資料①-2により令和5年度燕市国民健康保険特別会計決算について説明>

会長

説明が終わりました。ご質疑、ご意見ありましたら挙手でお願いいたします。

委員

資料①-1の方は説明をしなかったのですが、これを見させていただきまして、その中で313ページです。保健事業関係の記載がされています。ここで教えていただきたいです。289ページを見ますと、予算、支出済額、不用額、不用残りと見てとれます。保健事業全体で見ると、1,650万ちょっと不用残があるとなっています。

313ページに戻っていただきまして、備考欄にも明細があるのですが、1番下の方に人間ドック助成金という項目があり金額で2,600万ちょっとです。

参考的な意味で聞くのですが、燕市の場合1人当たりどのくらい助成があつて、他の市町村全国と比較すると、高い低いとか平均がもし分かれば教えていただきたいです。

事務局

人間ドックにつきましては、人間ドックにかかった費用の半額、1万8,900円を上限として支給しております。半額が1万8,900円以下であれば、それが上限額となります。

大変申し訳ございませんが、他の市町村がどのようにいくら補助しているというところにつきましては、今のところ集計しておりませんので、すぐに分かりません。

委員

分かりました。ありがとうございます。

いろいろな事情があつて、不用残が1,600万円ほどでているわけですが、人間ドックの助成金の上限額を上げるという要素は今後ないでしょうか。

事務局

今、お話のあった関係ですが、すぐにお答えすることは難しいです。コロナがあけましたが、人間ドックについてはコロナ禍でもあまり人数的には変動がなく、今後どのような補助の内容にしていくか検討させていただきながら進めたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

委員

ありがとうございました。もう1点よろしいでしょうか。

支出の関係で県に納める事業費の納付金について、市の歳出288頁の3番目、国民健康保険事業費納付金、金額的には記載があるのですが、ざっくりで結構なのですが、新潟県の他市町村と比較してどの位の位置にあるのでしょうか。

会長

他市町村との比較は資料がないとなかなか難しいですか。

調べておられるようですが、空きの時間を利用して他に質問はありますか。

委員

前に教えていただいたのですが、この事業費納付金の算定基礎、調整係数というのがアルファとかイコール1とか、0.10とか0から1という範囲なのでしょうかよく分かりませんが、教えていただいたときは確か燕市の場合、アルファ1だというふうにお聞きしていたのですが、これは間違いないでしょうか。

会長

新任としてはアルファとか分からないので、もし説明ができるようでしたらお願いします。

事務局

最初に納付金の関係で、令和5年度納付金は県内で燕市が、1人当たりの金額の順位で言いますと9番目になります。30市町村あるので30分の9ということになります。

納付金の算定における α の部分につきましては、医療費水準でみてもらうと地域、自治体によって変わってくるのでそれを全て納付金の計算の中に反映するかしないかという調整で α というものを使っております。

現状で申し上げますと、新潟県内の納付金の計算におきましては $\alpha=1$ ということで、この医療費の水準というものを全て納付金計算に反映するという計算方法となっております。

委員

単純に言うと市町村の医療費が安ければ安いほど、納める額も少なくなるということになるのですか。

事務局

基本的には医療費水準を全て反映する状態になりますと、医療費が少なければ納付金としては計算上低く出るような形になっています。

委員

燕市の場合1人当たりの医療費はどちらかというと少ない方ですよ。

事務局

そうですね。今の直近の現状でいきますと医療費の水準としては県内では低いというところで計算されている形になっています。

委員

燕市として頑張っているから医療費も少なく、結果として反映されているので納める額も努力の結果、他の市町村から比べると少なく済んでいるというふうに思っているのでしょうか。

事務局

ちょっと今細かい資料がないので簡単に説明をさせていただきますと、 α と β というのがありまして、 α は医療費です。

例えば医療費の中で、県内30市町村ありますので、医療1人当たり医療費はかなりばらついていてます。以前私が担当していた時燕市は20よりは上というか、安いほうであります。

ただ、保険料、燕は保険税になりますけど、その額を算定するとき、もう一つのケースが所得の指数になりまして、燕の場合医療費はそう高くないのですけれども、所得が高い。

そうすると、それを掛け合わせて係数で算定をしますので、結果的に9番目です。

新潟県は面白いデータがありまして、津南町というところがあるのですけど、医療費が1番安かったのですけれども、所得が高い。なぜ高いかといいますと、農業が主流になっておりまして、通常ですとお勤めになって退職をされると国保に加入というパターンが多いのですけれども、農業者、若い農業者が結構多くおりまして所得が高いです。そうすると、医療費がそんなにかかってないのにもかかわらず、納める額は非常に高く設定をされる。

全国同じなのですが、県単位ではじいて県が各市町村にこれだけ分配し、納めなさいよと言われる金額は、医療費と所得の状況によって算定をされますので、確かに医療費が安い、安ければ低くなるのは低くなるのですけれども、そこに所得が加味をされると、そればかりではないような結果になります。

委員

よく分かりました。所得も算定要素の中にあるということですね。所得が高ければ所得に引っ張られて結果として高くなると。

事務局

はい。そういうことです。

少しつけ加えますと、75歳以上の方は後期高齢者医療制度に入るのでありますが、新潟県内は同じ率です。そうすると、新潟県内どこにいても同じ所得であれば、同じ金額になるように統一されております。国保は市町村単位でやっていますが、後期高齢者医療保険は県単位です。

後期高齢と同じようにしたいという国の意向があります。医療費や所得がばらついていて調整の期間が必要になりますので、すぐには出来ないと思うのですが、10年ぐらいたつと後期高齢と同じようになると思います。同じ所得、同じ年金をもらってれば同じ金額を払うようになります。住んでいる市町村によってばらつきがなくなるという状況です。ちなみに後期高齢の保険料は、47都道府県の中で安い方です。

委員

そうすると、将来的には、燕市の場合保険税も全国で下だけれど新潟県統一、完全統一するかよく分かりませんが、今後統一されるということですか。

事務局

実際、関西圏域の大阪や奈良は統一で動いています。新潟県はちょっと細長くて、かなり医療費はばらついていますので、その調整で統一には若干時間がかかるのではないかと思います。

委員

日頃から思っていることをお聞きします。例えば介護保険と国民健康保険は、切り離していますが、さっきお話がありましたように、国民健康保険の被保険者数が年々減っている。団塊世代が抜けて後期高齢者へ移ることを考えて、今の話もありましたように、介護保険は統一のお金を払っている。そう考えると、個人的な意見ですが、国民健康保険と介護保険の垣根を取っ払って1本にするようなイメージというのは、ないでしょうか。

事務局

介護保険も、今のところ市町村単位ですので、国保と同じような形になっています。医療は医療報酬、介護は介護報酬で医療と介護に分かれていますので、医療と介護を一緒にという議論は、今のところはないです。けれど委員がおっしゃるように、今まさに超高齢化社会で2040年ぐらいには多分、数的にはピークを迎えるのではないかと思います。問題は多いのに加えて、支える側が非常に少ないのが問題で、先ほど言いましたように、市単位を今度県単位にという話は、支える側が非常に少ない状態になっているので、将来的に医療と介護を一緒にという話もあるかもしれません。今のところはまだ出ていないという状況です。介護も発足当時の2000年、制度が出来たその当時からみると給付費は増加し続けています。医療費もコロナの影響でコロナがあけていくと極端に上がり始めました。全体的に社会保障費の見直しは、出てくるのではないかと思います。

委員

分かっただけで結構ですけど、健康寿命、平均寿命というのは分かるのですが、燕市の健康寿命というのは分かりますか。

事務局

今まで国が出していた健康寿命は、72～73歳という年齢が出てきていました。もともとの寿命が80何歳ぐらいで、その差が10歳ぐらい開いていました。最近の流れとしては国保中央会というところがシステムをつくって、介護度が2以上を不健康という定義にしまして、寿命と健康寿命の差が2、3歳に縮まっています。そちらのほうが正しいのかもしれませんが、一応燕市の場合は多分中くらいです。冒頭申し上げましたがもともとの健康寿命は、市町村単位ではでないです。アンケートは本人が健康と思っていると健康という統計ですので、個人的に思っている個人差が出てしまうという統計で、実際小さいくくりの中での統計は確かでないです。

令和4年の男性の平均自立期間という言い方をするのですが、これは今79.5歳。寿命が81歳ですので1.5年の差があります。言い方が変ですけど不健康、自立していない期間ということになります。女性は平均寿命が87.3歳、平均自立期間は83.8歳。その差は3.5年という結果になっております。

こちらはそんなに低くなく中位だったと思います。燕は極端に高いとか低いではないです。

委員

健康寿命をどうやって導き出すのかといつも思っていました。例えば介護保険の要支援1になると、健康寿命から除くようなイメージなのでしょうか。

事務局

介護度を基準にして日常生活に制限のない期間を健康寿命とっている資料もありますし、平均自立期間と言っているものもあります。最近ニュースで目にするのはそちらのほうが多いです。

委員

介護認定が要支援1から始まりますけれど、その認定を受けると単純に健康寿命から除かれるのだと思っていました。

事務局

この統計だと介護度2以上が健康状態から除かれます。要支援1、2それから介護1までは自立しているとされています。この統計の算出はそのような感じです。

委員

よく分かりました。ありがとうございます。

会長

他にありませんか。

それではないようですので、令和5年度燕市国民健康保険特別会計決算についてはご了承いただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(委員、異議なしの声)

会長

ないようですので、議題の①、令和5年度燕市国民健康保険特別会計決算について、ご了承ということにさせていただきます。

次に、議題の②、燕市国民健康保険条例の一部改正について説明をお願いします。

<資料②により燕市国民健康保険条例の一部改正について説明>

会長

提案につきまして、ご意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員、異議なしの声)

会長

はい、それではないようですので、議題の②、燕市国民健康保険条例の一部改正について、ご了承いただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

ありがとうございました。それではご了承ということにさせていただきます。

それでは次です。議題の③令和6年度燕市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてです。

事務局

<資料③により議題の③、令和6年度燕市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について説明>

<資料③別紙1、個人番号のお知らせの発送について説明>

会長

提案につきまして、ご意見ありますでしょうか。

委員

燕市のマイナンバーカードの発行状況はパーセンテージでどれぐらい現時点では普及しているのでしょうか。

事務局

それではお答えさせていただきます。

マイナンバーカードの燕市の人口保有率としては、6月時点で75%、6月時点の国民健康保険のマイナ保険証の登録率というのが65.8%、これが被保険者1万3,295人に対して、マイナ保険証の登録者数というのが、8,742人となっております。

委員

これが12月2日までにこの資格情報を送らないとですよ。

後期高齢者ではなく、ある程度年齢がいかれている方で独居されている方は、発送物が着いてもこれを理解出来ない。もしくは発送しても郵便を受けとれないし、自分の目にもはまらない場合は、医療機関サイドとしては、資格情報も入っていないマイナンバーカードを持ってこられても、顔認証のところではじかれてしまうので、窓口で10割負担になる。そうになると、1度また資格を取り直して、レセプトが返戻されるという方が増えるのですけれど、その対応はどう

考えられていますか。資格が12月2日までに完全に得られるかどうか。

会長

今の委員のお考えと同感で、80歳の方がこれを見てわかるのかということです。発送文書の内容について変更はないか。

この文書を見て、80歳の方は分かったと言われるのかどうか。このパンフレットでどう理解させるかということだと思っています。

事務局

最初に、今ご質問のあった12月2日時点の資格確認書の関係です。

この夏に来年の7月31日迄使える保険証が送られていますので、今の時点ですぐに確認書が出るのではなく、お手元にある保険証を来年の7月31日までは使っていただく。12月2日以降に、新規で国民健康保険になった場合には紙の保険証が出ませんので、マイナンバーの登録している方については資格情報のお知らせを、マイナンバーの登録がない方については資格確認書をお送りします。

委員さんが言われているのは12月2日になったら、皆さんに資格確認書を送るかということでしょうか。その時点ではまだお送りしない状態です。お手元にある保険証を使って、7月にお送りしたのが最後の保険証になります。12月2日以降に新しく国民健康保険となる方は、紙の保険証が出ないので、マイナンバーカードの利用者登録をされている方については、資格情報のお知らせ、登録していない方については資格確認書。

住所が変わったり、今手元にある紙の保険証の内容が変わったりした場合も、同様です。

委員

そのような内容を市民に説明というのは、分かりづらいと思います。

事務局

今回保険証と一緒にチラシをお送りさせていただいて、裏面を見ていただくと登録していない方については、申請いただくことなく引き続き受診できますという内容です。

会長

はい、言われることはよく分かりました。

先程もお話したとおり80歳の方が、これを見てどう動けばいいのかなという、文章記述で配慮が不足していると思います。

読んですぐ分かる文章にしなければ、一体何をすればいいのかと迷ってしまいます。

委員がお話しているのはそういうご心配じゃないかと思う。

委員

家内は75歳以下なのですが、マイナンバー通知書をなくして、マイナンバーの利用登録をし

てなくてカードも持っていないです。

今年の8月1日から、有効の紙の保険証については今までと同じだから、来年の7月31日まではこの保険証が使えるので、病院、医療機関に行っても安心してこれを出しなさいと。そのあとどうするかといったら、改めてその通知書をなくしたので、再交付するか、マイナンバーカードを登録しない限りは、毎年資格証明書のようなものが来るからそれを医療機関等に持っていけば、何も心配することはないと答えました。

8月1日からの新たな国民健康被保険者証をもらったときそこに、来年の7月31日までは有効と書いてあったので安心していました。

条例で決まっていますが、12月2日という文書を出されることで、一部の市民はこの文章の意味を理解しにくいのではないかと思います。

ぜひ市報とか機会があったら、高齢者にも分かりやすい、フローチャートのようなものが書いてある物を事前に12月までに読ませていただけるとうれしいです。

案内はいただいているのですがそれをしていない人もいますので、カードを持っていないし紐づけをしてない人はこうなさいよというのがわかるように。

12月2日以降の不安が被保険者の中にでないように、会長さん、委員もおっしゃったように何かもうひと工夫、分かりやすい何かを与えてもらえないでしょうかというお願いです。

委員

仮にマイナンバーカードを申請しない、ずっと申請しないという方の場合は、資格確認書を発行していただけると。したがって、マイナンバーカードを登録しなくても、資格確認書で対応できるということによろしいですか。

事務局

今のお話で、国からきていて決まっているものとしては、登録をされてない方持っていない方については、資格確認書をお出しするという内容です。

委員さん言われる内容については、また精査をさせていただいて、皆さんに分かりやすい文書や広報で周知の機会を設けたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

事務局

登録をされてない方、持っていない方については保険証の有効期限前に資格確認書を送ります。登録されてない方へは自動的に送るのですが、再来年はまだ分かりません。発行はすると思うのですが、自動的に出すかどうかは国の施策のため、どんな運用とするのかははっきり言えないです。

会長

他の皆さんはいかがですか。よろしいですか。

私は厳しいほうで、ぜひ直したものをを見せてほしい。

市民目線で考えて、これをすればいいというのが分かるような文章を練り直さないと、不信感

を持たれると思います。

委員

今の件は本当にいいのですか、会長さんおっしゃるような形で検討できるのですか。そういう趣旨で、修正していただけるのですか。

事務局

一応、今回の4桁の通知については、国が提示したもので、決まった案内文のため了承しましたという予定になります。

今回の4桁の通知に同封する補足チラシの内容についてはこのような形でお出しさせていただきたく、ご審議いただければと思ったのですが。

12月2日以降は新規の紙の保険証は発行されなくなりますが、有効期限までは今の保険証を使っています。皆様のご意見としては、その次が全体的に分かりにくいということでしょうか。

会長

12月2日までの対応で、自分が何をすればいいか分かれば、結構です。

事務局

補足のチラシでお知らせが届いたことにより、手続をしていただくことはないことを記載させていただいております。

今回のチラシについては、紐づけ誤りがないか確認いただくことを目的に下4けたの番号しか載せておりません。マイナンバーの番号をご本人様が確認していただくということです。

会長

もうこれ以上言いませんが、一応会長ですので、責任があります。

委員

やっと最後の最後で何がもめているのか分かりました。

私の印象としては、この国からの内容が何を目的にしているのかがいまいち釈然としなくて、皆さんがつくられたこのQ&Aの補足の中身は、私が読んでいる限り、全く問題がないです。

あとは読むか読まないかの問題だけだなという感じで、悪いものじゃないと思います。

ただ、これで、紐づけが終わったので確認してくださいということが分からない。

何の目的の紙なのか分からなかったもので、ずっといいこと書いてあるけどなあと思っていたのですが最後の最後で分かりました。この紙の意味が分からないので、それが分かりやすくなるようにしていただけたらいい。

会長

ありがとうございました。

事務局

紐づけ誤りという、年明けぐらいに出てきた事案です。国からのかなり前の事案を今処理しようとしているので、これが何の意味か分からないのは、ごもったもな話です。

ただ、今課長も申し上げましたとおりこのQ&Aも国のものですが、これを取りあえず、番号の紐づけ誤りについての件で送らせていただいて、今後12月2日前の広報等で、案内文書を再度出ささせていただき、そのときには会長さんはじめ、添削やご確認をいただいて、ご意見お聞きしながら、広報等に掲載をさせていただき、それでも多分分からない人はかなりいらっしゃるのだろうと思うので、粘り強く広報させていただきます。

これは発送時期が来月で修正が間に合わないなので、これ自体は送らせていただいて、その後に広報等で必ず周知をさせていただくということで、いかがでしょう。

それで、何とかご納得いただけませんかでしょうか。

委員

事務局からの提案ということですか。

事務局

そうですね、今ちょっといろいろお聞きした中ですね、確かにこれ、分からないだろうなど。趣旨が二つありまして、ついでに保険証の話もしている雰囲気があって、もともと紐づけのかなりの件数誤りがあったことから作成した文章です。一見、見ると何が言いたいかよく分からないような文書になっているのですが、国で決めたものを送らせていただいて、保険証がいつまで使えるのかについては、再度市で協議させていただいて、運協がその間にあればご協議させていただきたいと思います。そのように対応させていただくことを提案させていただきます。

委員

簡単に言えば、今回のお願いは、今持っているマイナンバーカードの番号確認だけということですね。そこを強調すればいいのではないですか。

委員

事務局の提案についてはこのように理解してよろしいでしょうか。

発送するため全て印刷されているので、当初の予定どおり文案も発送規模も議題通りとする。今後の補足説明については事務局と会長及び会長代理で、ある程度できるだけ多くの意見を入れて、利用者に分かりやすいように説明と措置を行う。事務局から緊急の提案があったと受け取ってよろしいでしょうか。

事務局

そのとおりでございます。

会長

すいません時間が長引いてしまいました。それでは他によろしいですか。

それでは意見がないようですので、議題③の特別会計補正予算(第1号)について、ご了承いただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

<異議なし>

会長

それでは、議題③の特別会計補正予算(第1号)についてはご了承ということにさせていただきます。

次に議題④その他についてです。

事務局

<資料4によりその他について説明>

会長

皆さん確認することはありますでしょうか。よろしいですか。

はい、それではその他はこれで終了させていただきます。

これで全て終わったのですがせっかくの機会ですので、委員の皆さん方から質問がありましたら、お願いします。よろしいでしょうか。

委員

この協議会で仕入れたことは一切他言することはないのですが、この資料は関係世帯が結構あるのですが、今後市民に市から伝える性格のものではないと思うのでこの場限りの私どもが知り得た情報とっておればよろしいでしょうか。

事務局

こちらは、7月5日に報道機関に発表させていただいて、ホームページにも載せさせていただいています。冒頭お話しせずに大変申し訳ないです。公表済みでございますので、よろしくお願いたします。

委員

分かりました。

会長

他によろしいでしょうか。

以上で、本日の議題につきましては、すべて終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。それでは、進行を事務局へお返しいたします。

事務局

会長、議事の進行、大変ありがとうございました。

それでは最後に、健康福祉部医療主幹からひと言ご挨拶させていただきます。

(本間主幹 あいさつ)

事務局

それでは、これにて、本日の燕市国民健康保険運営協議会を閉会とさせていただきます。

委員の皆さまには、長時間にわたり、ご審議をいただきありがとうございました。

大変お疲れさまでございました。

(閉会：午後 3 時 11 分)